

相模原市農業委員会第3回会議議事録

開 会 日 時 令和4年5月31日 午後1時36分

閉 会 日 時 令和4年5月31日 午後3時34分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

①	青 木 齋	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
③	加 藤 正 博	⑩	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
④	渋谷 久 夫	⑪	齋 藤 孝 之	⑱	天 野 明
⑤	斉 藤 嘉 之	⑫	山 口 幸 男	⑲	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
⑦	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 渡邊健司

議事録署名人 議 長

議席 3番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第2回農政運営委員会報告
3	議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第15号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第16号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第17号	農用地利用配分計画の作成について
10	議案第18号	特定農地貸付けの承認について
11	報告第9号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
12	報告第10号	農地所有適格法人の報告について
13	報告第11号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
14	報告第12号	非農地証明書の発行について
15	報告第13号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
16	報告第14号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第3回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、16番菱山喜章委員、3番加藤正博委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長兼次長に報告いたさせます。

事務局（斉藤事務局長兼次長）

それでは、令和4年4月28日から令和4年5月30日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

5月18日、産業貿易センターB102会議室におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告9件となっております。

続きまして、5月30日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農業委員会会長、事務局長会議が開催されまして、阿部会長、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、農業公社と農業会議の統合についてほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

4月28日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第2回総会を行いまして、農業委員17名、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、5月10日、神奈川つくい農業協同組合本店3階大集会場におきまして、相模原市有害鳥獣対策協議会総会が開催されまして、藤村委員、天野委員が出席されております。内容につきましては、令和3年度事業実績及び収支決算についてほかでございます。個別の報告会については省略させていただきます。

続きまして、5月17日、相模湖総合事務所3階会議室におきまして、令和4年度相模原市緑区鳥獣被害対策協議会総会が行われまして、齋藤孝之委員、青木委員、高城推進委員、倉田泰明推進委員が出席されております。内容につきましては、令和3年度事業実績及び収支決算についてほかでございます。

続きまして、5月23日、市役所職員会館4階会議室1におきまして役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。

続きまして、5月27日、市民会館2階第2中会議室におきまして、第2回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員11名、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に係る提出の流れ（案）についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について何か御発言がありましたら、お願いします。

17番（藤村委員）

会務報告の（2）②鳥獣対策協議会に関して、若干、説明いたします。

予算でいいますと、私が最初になったときは、たしか500万ぐらいの予算だったと思うんですけど、とうとう昨年度は200万、今年度は75万。そんな大きいことは200万でもできないんですが、昨年度は大型とか中型の箱わな、アライグマ用、イノシシ用、ニホンザル用わな、くくりわなとか、それなりに使い勝手のいいようなものを購入して使っていたというのが現状です。今年度も、規模は小さくなりますけど、くくりわなとか、そういったものを購入して、皆さんに使っていただくということになっております。

もう一つは、昨年度も講習会をやったんですが、またやるので、ぜひ参加してほしいという話がありました。

ちょっと一言言わせていただくと、国の予算って大体、ウクライナやその他もあって、どんどん絞られていくんですが、今、国のやり方は、ぼっさり切って、また別途、いろいろ用意してあるんですね。だから、切られっぱなしじゃなくて、そういうのを探し出して、少しずつ獲得していくというのをやらないと、これは農政課とも協力して見つけ出して対策を取っていかなくちゃいけないなと思います。

そんなことで、もしかしたら、市の協議会はなくなっちゃうんじゃないかという話なんです。津久井の委員会と合体してやるのかもしれない。これはまだ決まっていますので、そんな話も出ているというぐらいの話です。

もう一つ、津久井のJAから出ているパンフレットというか、皆さん読まれているかと思うんですけど、そこできちんと特集が組まれていて、非常に面白かったのは鳥獣被害対策相談ダイヤルです。皆さん、報告書を書くのは面倒くさいと言われていたので、電話一本で、農協から職員が出向いて、書類をさっさとつくって、被害額を計上してくれる。昨年度は75件と言っていましたかね。ですから、JAにとっても週1本か2本あるぐらいなので、とんでもない忙しい話じゃないけれども、とにかく、そういうのでかなり金額も上がってきていると。さっきの75万というのは、国の予算も絞られているんですが、国のやり方は、めり張りをつけろと。多分、相模原は被害額があんまり大きくないので甘く見られている、そういうのも一つあります。

それで、また戻りますけど、これで非常によかったのは、被害があった方が痛い痛いというだけじゃなくて、人と連絡を取り合う。個人の問題じゃなくて、JAなり市なりと問題点を共有できるということになりますと、これが地域や市の力にもなったりするので、このダイヤルというのは、ものすごくすばらしいシステムだと思います。相模原市農協も頼んで、こういうのをやったらどうかと思って、お願いしたいところですね。

以上です。

議長（阿部会長）

有害鳥獣対策協議会の総会の内容について、また、そのほかについてもお話がありました。ほかに御発言、はい、青木委員。

1番（青木委員）

津久井でも鳥獣対策協議会がありまして、私と4人、出席いたしました。今、相模原は700万とか何か、数字が間違っていたらあれなんですけど、津久井は3,800万

と出ているみたいで、大分差があるなと感じました。

状況なんですけれども、猿はほとんど全獲で、それほどいなくなりました。でも、今、ダムサイドのほうに少し増えているんじゃないかなというお話がありました。イノシシも、豚コレラの影響で大分少なくなっているんじゃないかという話もありました。それと、今、津久井は鹿が大分出てきているということもありました。それと小動物ですが、アライグマとかハクビシンとかという対策も必要じゃないかという話がありまして、葉山島のほうでスズメとキジ、野菜を植えるとキジがいたずらして困るなんていうお話がありまして、スズメは獲っていいという話もあったような感じもいたしますけれども、一応、前年とはそれほど変わっていないんですが、そういうお話がありました。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言ありますでしょうか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第2回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「第2回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いします。

委員長（高橋委員）

それでは、5月27日に開催されました第2回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中で、主な意見ですが、議題1については、日頃の活動の中で、地域の農業者と接する中で意見を聞き取ることが重要であり、顔を合わせることで多くの意見が出るので、持続的に集約していくべき等の意見がありました。

また、新規就農者との情報交換については、開催方法や日程等を事務局に一任することになりました。

議題2については、これまでの市への意見が反映され、改善されているものもあるが、反映されていないものは継続して意見を出す必要があること、農地の貸し借りの要件が緩和されることで耕作される農地が増え、遊休農地の発生防止、解消につながっていくのではないかな等の意見がありました。

以上で、第2回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について何か御発言がありますでしょうか。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第2回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第11号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-2は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-2は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、1筆、339㎡です。

リニア中央新幹線は品川と名古屋との間を通る計画で、旧相模原市内では境川から相模川まで地下トンネルを通りますが、その区間については区分地上権を設定することになります。区分地上権の設定は、地下40mよりも浅い場所にトンネルなどを建設する場合に必要となります。地下40mよりも深い場所については、大深度法の適用を受け、区分地上権の設定は不要となります。

なお、旧相模原市域での農地の区分地上権については、宮下本町から大島方面にかけての地域が対象となる見込みです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第11号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程5 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第12号、日程5議案第13号につきましては関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第12号、議案第13号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、議案第12号、第13号につきましては、営農型発電設備の設置に伴うもので、農地法第3条での区分地上権の設定の許可、農地法第5条での太陽光パネルの支柱等の設置に係る転用の許可を御審議いただくものです。

初めに、議案第12号について説明いたします。それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1005から3-1006は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号3-1005、3-1006は、譲受人の株式会社ジャスパーが、貸出人の所有する緑区寸沢嵐の農地、3筆、4,780㎡について、営農を継続しながら農地の上部に太陽光パネルの設置をするために区分地上権を設置するものです。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。3つの斜線部分のうち、上と下が3-1005、真ん中が3-1006の申請地となります。申請理由は、借受人は太陽光発電事業を営んでおり、本申請地上部に太陽光パネルを設置し、発電及び売電を行うものです。本申請地は、3-1005が令和3年10月から、3-1006が平成31年3月から、農地所有適格法人である株式会社アグレアが利用権の設定を受けている農地で、営農を継続しながら、その上部に借受人が区分地上権を設定し、太陽光発電設備を設置するものです。営農作目はブルーベリーの栽培です。設置に伴う作物への影響については、太陽光パネルの高さは地上から約2mから4.5mとなっており、農作業を効率的に行う空間を確保していること、ブルーベリーの生育に適した日照量を確保できていることから、作物への影響はないものと判断しております。太陽光パネルを設置するための支柱の設置については、この後説明する議案第13号で農地法第5条の一時転用許可申請が提出されています。なお、審議の結果、許可するこ

とを決定した場合、次の転用許可申請の議案と許可日を調整し、同日付で許可をします。

続きまして、関連議案となります議案第13号について説明いたします。それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1013は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号5-1013は、借受人の株式会社ジャスパーが、貸出人が所有し、耕作者として株式会社アグレアが利用権を設定している緑区寸沢嵐の農地、3筆、4,780㎡のうち1.85㎡に賃借権を設定して、営農型発電設備の支柱部分を設置、一時転用するもので、一時転用の期間は令和7年6月1日までの3年間です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、借受人は太陽光発電設備を営んでおり、本申請地上部に太陽光パネルを設置するための支柱を埋設し、発電及び売電を行うためです。営農型発電設備の設置により転用する場合は、国からの通知により、支柱部分に加え、パワーコンディショナーと呼ばれる発電制御用機器など周辺機器等の設置部分を転用面積として取り扱うこととされており、支柱1本当たりの面積が0.0045㎡と、その周辺機器等の設置による一時転用面積の合計は農地全体のうち1.85㎡となります。被害防除については、耕作地をそのまま使うため、雨水は敷地内での自然浸透とする計画となっています。申請地は森田病院の西約760mです。

続きまして、営農型発電設備の転用に関して補足で説明いたします。相模原市の管内では、営農型発電整備の農地転用申請は3例目となります。営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもので、転用面積は先ほど説明したとおり、支柱部分などの合計面積となります。転用許可の基準は、簡易な構造で容易に撤去できる支柱であること、パネル下の農地における営農の適切な継続を前提とするもので、太陽光パネルの枚数や設置間隔等が作物の生育に適した日照量を保つ設計であるほか、太陽光パネルの地上高、支柱の間隔が効率的に営農できる空間を確保することが必要とされます。また、設置する支柱の施工ですが、まず、支柱の基礎部分となるスクリー杭、長さが2mあるいは2.4m、直径が76mm、こちらを打ち込み、その杭の上部に高さ2mまたは2.6mの支柱を接続、設置し、その上に太陽光パネルを取り付けます。この工法は営農型発電設備を設置する際の一般的な工法で、強度等については問題ございません。

申請が許可され、本設備を設置した後は、毎年1月末までに前年中の農作物の収穫状況、営農状況を報告することとなっており、その際は報告内容が適切であるか、知見を有する者の確認を受ける必要があります。栽培管理が適切になされ、通常どおり生育、収穫できていることを確認しますが、適切な営農が継続されていれば、一時転用期間満了前に再度申請を行い、転用許可期間を更新することも可能となります。また、確認により地域の平均的な反収と比較して2割以上減少している場合や農作物の品質に著しい劣化が生じている場合は適切に営農が継続されていないと判断することとなり、設備撤去の指導を行うこととなります。なお、本申請地のうち1筆では既にブルーベリーを栽培しており、他の2筆については、今後、太陽光発電設備の設置に合わせ、ブルーベ

リーを植栽する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1005、3-1006及び5-1013について、相模湖地区担当、青木齋委員、お願いいたします。

1番（青木委員）

1つ事務局にお話を聞きたいんですけども、この話は去年も出ていたんですよね。地域では出ていまして、ここに太陽光を設置しても、電気を集めることは可能なんですけれども、送る電柱がないから、この話はないんだよという話を私は伺ったことがあったんですよ。あ、そうか、話はあったんだけど、これ、なくなっちゃったのかといたら申請が出たので、電柱は川沿いにあるんですけども、この電柱は水がたくさん出たときのサイレンか何かを鳴らすので使っちゃいけない、使えないんだという話を伺っていたんですよ。申請が出たからあれなんですけど、電柱、電気はどこへどうやって送るといことは御存じですか、業者さんから聞いていますか。

それが一つと、見に行っただんですけども、ここは荒れている土地でしたので、活用できれば別に問題ないんですけども、5-1013は、昔、私が見に行ったとき、相模原の女性の方が養鶏をやっていたんですよ。テントの中で鶏を150羽とか飼っていて、卵を取ったり、小麦か何かを作っていたりしていたところで、そのうちやらなくなって、荒れた土地になってしまっている。因縁というのではないけど、そういう土地なんですよ。

議長（阿部会長）

事務局、送電のことについて。

事務局（松浦所長）

今、送電の関係をお聞きいただいたんですけども、それぞれの区画内での電柱については、うちの許可案件になりますので、それぞれどこに設置するという話は聞いているんですけども、そこから先の送電先について、ちょっと確認して、後ほどお答えさせていただきます。申し訳ございません。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

6ページの5条は、そこに柱を立てさせてくれというので、それはそれで話は終わって、4ページは、貸出人から借受人に対して貸してくれという話なんですけど、ここには誰が栽培するのか、次のページの柱の分を貸してくれというところにはちょっと書いてあるんだけど、誰がやるのか、営農計画。それから、最終的には1年後、1月には報告しなきゃならない。誰が責任を持ってブルーベリーを作って、いいの悪いのという話になるのか。ジャスパーさんは上の話だけしているのかな。どういう責任分担になっているんでしょうか。

事務局（松浦所長）

御指摘ありがとうございます。

3条については、あくまでも所有者と実際に太陽光発電を収益権として区分地上権をつける業者さんがそれぞれ設定するというようになっていましたので2者しか書いていないんですけども、実際には3者、今回の場合、アグレアという農地所有適格法人が借受けをしておりますので、そこが実際に営農をしていくということです。先ほどおっしゃっていました報告に関しても、アグレアが御自身の営農状況あるいは収穫状況を報告して、知見を有する者から意見をいただいて、最終的に農業委員会へ報告、総会にも報告させていただくような形になっています。よろしくお願いいたします。

17番（藤村委員）

依然、私の疑問は解けないのですが、4ページは、貸出人そのものには責任がないと。それで、借りたジャスパーさんが上の太陽光パネルをきちんとやっても、下で使っている人が仮にいかげんにやったとしたら、困りますよね。4ページに営農者であるアグレアの名前が出ていないじゃないですか。それに、例えば3者になるのか2者になるのか分からないけど、2者を束ねた代表者が責任持ってこれだけのことをやるんだと、ちょっとこの文面では出てこないんだけど、その次のページを見ると、そういうのが結託しているなというのは何となく分かるけれども、それがきちんと連合した責任を持つ団体であるかどうかというのが知りたい。これ、上に何かつけたよという話だけですね。

事務局（松浦所長）

ちょっと言葉足らずで申し訳ありませんでした。賃貸借の契約に関しては、3者で結んでいます。実際に今おっしゃっていただいたとおり、営農もそうなんですけれども、作付したものが要は地域の平均的な反収より2割減少した場合には太陽光発電の設備も撤去するよということ指導するようになっています。実際には太陽光発電の設置事業者がやるわけなんですけれども、同時に土地の所有者あるいは営農者にも責任は生じてきますので、合同で誓約を取らせていただいている形になっています。実際に1年後、まだ植えて1年、2年、3年ぐらいですと収穫できない場合が多いですから、当面は様子見というような形になろうかなと思います。先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、今回3例目、事業者としては2つ目になりますけれども、前のところと同じような形で報告をさせていただきながら、反収等の状況を見ていくのかなとは思っています。よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

よろしいというか、だけど、何で4ページにその名前が出てこないのかな、分からないんだけどね。貸出人だから、Yさんから手が離れているんじゃないか。貸してやった土地で何かやるんだから、Yさんの責任はない。ジャスパーが全責任を持っているということであれば分かる。畑も含めて、自分の小作人というか、下請人だから、畑は。ジャスパーが全部責任持って、そこは筆頭でいろいろな報告をするということであれば分かる。

事務局（伊藤担当課長）

3条に耕作者であるアグレアの名前が出てこないのは、この土地に区分地上権をつけるからです。区分地上権というのは、あくまでも所有者と権利設定者、となると、3条

は、この土地の所有者とジャスパーが区分地上権の設定ということで双方で合意して区分地上権を設定するから、そこには出てこないということになります。

5条については、今度は利用権ということで、その土地に使用者がいる。使用者がいるところで、使っているところの一部を転用するということになるので、今度はアグレアが借受人ということで名前が出てくるということになります。

17番（藤村委員）

5条は分かった。

3条が誰が責任持って撤去したり何か、要するに、すごい簡単な話で、報告書の責任者もしくは撤去しろと言われたときに責任持って撤去するのは誰かということなんです。

事務局（伊藤担当課長）

それはジャスパーです。撤去しろといったときにはジャスパーが撤去するということになります。というのは、5条で資金計画というのがあるんですが、そこでは設置費用と撤去費用の資金があるかというのが審査基準になっているんです。設置費用で例えば2,000万かかります。今度その……。

17番（藤村委員）

それはいいよ。だから、報告書の責任者は誰かと言っているだけの話で。

事務局（伊藤担当課長）

報告については、ジャスパーではなくて、アグレアになるんです。その下で農作業をしているということで、共同になるのか。報告については……。

17番（藤村委員）

アグレアが下請なら全然問題ないじゃない。

事務局（伊藤担当課長）

これに関しては下請ではないんですよ。この事業に賛同する者としての一事業者なので。

17番（藤村委員）

では、これは名前はこうなっているけど共同事業体なわけね。

事務局（伊藤担当課長）

そうですね、そうなります。

17番（藤村委員）

それでいいのね。

事務局（伊藤担当課長）

はい。ですので、作物に関する報告者はアグレアになってきます。

18番（天野委員）

この権利関係で、ジャスパーが太陽光発電をやるために借り受けるわけですよ。それと、アグレアは賃貸契約は誰と結ぶわけ？

事務局（松浦所長）

利用権については所有者と結んでいます。あくまでも所有者との利用権設定ということで相対で結んでいます。

18番（天野委員）

そうすると、これはアグレアも使用権の設定だから、この許可を出さなきゃいけない

んじゃないかなと思うんですけど。

事務局（松浦所長）

それについては既に利用権の設定を受けていらっしゃいますので、先ほどもちょっとお話ししましたけど。

18番（天野委員）

もう契約を受けているということね。

事務局（松浦所長）

はい、そうです、利用権の設定は既に受けています。

18番（天野委員）

それで、農地法の関係の許可も受けているわけね。

事務局（松浦所長）

はい、そうですね。

18番（天野委員）

受けているわけね。

事務局（松浦所長）

受けています。その農地で、要は営農するというところで許可を受けながら、既に一部については植え付けもしていますし、今回、新たに太陽光発電を全体的につける中で、工事に合わせて植え付けするところもあります。

18番（天野委員）

分かりました。それだと、何か不具合があったときに、こちらの指示を出す関係で、両方へ出すというようなことで、法的には2者へ、両方とも農業委員会では指示を出せるということですね。

事務局（伊藤担当課長）

そうです。

18番（天野委員）

はい、分かりました。

事務局（齊藤事務局長兼次長）

天野委員、すみません。アグレアは農地所有適格法人でございますので、毎年1月末までに御報告をいただくという形になっておりますので、その報告も皆様にお示しはさせていただけると思いますので、見ていただくとともに、太陽光の会社につきましては、先ほど所長が説明していた基準を下回ったときには継続できないというような判断になると思います。先ほど青木委員から御質問がございましたけれども、今調べ中ですので、分かり次第、審議いただくということでお願いしたいと存じます。

10番（高橋委員）

審議が長引いて申し訳ないですけども、ブルーベリーって、太陽光発電の下で作っていいものかどうか、検討したことがあるんでしょうか。私はブルーベリーのことは詳しくないから分からないので、ブルーベリーというのは、ある程度の日影でも育って、あるいは太陽光発電の下というのは、とても温度が高くなる。2 mから4 mの高さだから、それだけ離れているから大丈夫ですよ。そうしたら、木の勢いというのは小さくなければいけない。小さくなければいけないのが、80%というのが、例えば1 mの木なら、これで80%でいいんですよと決めるのか、植え込み密度がこうだからああです

よとか、いろいろな条件があると思うのよ。その辺のことがどういうふうに出てきているのかなということをお教えいただきたいなと思います。

事務局（松浦所長）

今御質問の関係ですけれども、やはり、ブルーベリーを太陽光発電の営農型でやられているところって件数は少ないです。神奈川県内でも実はブルーベリーをやっているのは、多分、市内のほかの事業所が初めてというような形だと思います。ほかの作目でやられているところが多かったですけれども、静岡とかで、実は今回の申請の中で2例ばかり許可をしたものについての事例を添付していただいているんですけれども、生育について書かれている中では、若干の遅れはあるけれども、収量については、最後にはほぼ同量取れるような報告もされていると私のほうでは読ませていただきました。ですから、今回について、先ほどおっしゃっていただきました時間とか高さの問題、結構いろいろあるとは思いますが、細かく言っていると、確かに適さない部分はあるように見えてしまうかもしれないですけれども、実際に成功事例ということで何例か出ています。その話の中では影響がないということで、今回の許可申請を受けさせていただいたような経過になっています。すみません、よろしくお願いいたします。

10番（高橋委員）

植栽計画というのはしっかりと出ていますよということによろしいですね。

事務局（松浦所長）

既にブルーベリーを御自身で栽培されている方ですので、植栽の計画も立てながらやっていたということ。

10番（高橋委員）

だから、それを出してもらうようにお願いしておいてください。

事務局（松浦所長）

分かりました。ありがとうございます。

2番（齋藤委員）

ちょっと教えてほしいんだけど、所有者は1人が八王子で、1人が寸沢嵐。このお二方が、登記上のこの面積の土地を利用権の設定で使用貸借にしてあるのか、賃借権で設定してあるのか、そういう形で、まず、アグレアに設定がされているんですね。それで、所有者のお二方が、今度は太陽光、営農型の発電をやっているジャスパーに区分地上権の設定ということで、地主がこの業者と区分地上権の設定の契約を交わすというのが3-1005の話ですよ。それで、5-1013のほうに本当にごく一部、支柱で、面積といたってほんのちょっとなんだけど、ここで今度は賃借権の設定というのが出ていますよね。賃借権の設定というのは、誰と誰がやるのか。期限が令和7年6月1日で終わっちゃっているから、太陽光発電を設置するのに、そんなに短期間でお金をかけて設置したものを、契約期間はそれで終わりになっちゃってよいのか。その辺がよく見えないので、その辺、教えてもらおうと、もうちょっとはっきり分かるかなという感じはしたんですけど。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局、再度、説明を求めます。

事務局（松浦所長）

賃貸借の契約に関しては3者で契約をしていっしょにいます。賃貸借の使用料に関しては、ジャスパーが土地の所有者にお支払いするような形で契約は結ばれています。アグレアは実際には営農事業者ということだけですので、特に賃借料を取ったりということはありません。確かにおっしゃるとおり、アグレアの利用権に関しては、使用貸借ということで、それぞれ利用権の契約は取られています。特に使用料なしということで、使用貸借ですから、賃借のお金は発生していないということで御理解いただければと思います。

以上になりますけど、何か漏れているものがありましたら、すみません。

2番（齋藤委員）

分かりました。はい、結構です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

2番（齋藤委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかにありますでしょうか。

事務局（松浦所長）

すみません、もう1点ありました。契約期間の問題なんですけれども、今回設置する場所が農用地になりますので、あくまでも最高3年ということで、どうしてもその期間で区切らざるを得ないということで御理解いただければと思います。賃貸借の契約等に関しては長期にわたってできるようにはなっていますけれども、あくまでも許可上は農用地に設置するので3年間ということで、営農が継続できるような状態でしたら、そこからまた、こちらで許可を出していくということで御理解いただければと思います。

議長（阿部会長）

それでは、この案件については、ここで一旦、打切りにしておきます。送電先のルートの確認ができ次第、もう一度、再開したいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。

[ちょっと待ってくださいの声]

議長（阿部会長）

今、連絡が入っているようですので、少しお待ちください。

事務局（伊藤担当課長）

お待たせして申し訳ございません。案内図2ページを開いていただけますか。申請地の左側に縦に道路が走っていると思うんですけれども、上に上がっていくと広域のこの案内図の中になってしまうんですけれども、地図でいきますと、この案内図辺りに最終の上から来ている電柱があるんだそうです。その電柱にここで発電したものを接続するために、新たに、この道路沿いに電柱をつくって電線をはわせると。この辺りにある最終の電柱に接続させるという計画になって、今、その手配も東電とは調整済みだということになっております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

議長（阿部会長）

事務局に確認しますが、道路上に電柱を立てるということでよろしいんですか。

事務局（伊藤担当課長）

今、道路上に電柱は新規には立ちませんので、畑の道路に面しているところに設置していくことになると思います。そこで仮に農地に電柱を立てるということになった場合、電柱については農地転用の許可不要になっておりますので、新規で電柱を何本か立てていったとしても、この総会には議案としては上がってきませんので、その点もあらかじめ御了承いただきたいと思います。

議長（阿部会長）

説明が終わりましたが、よろしいでしょうか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

ほかに御意見もなかったようですので、2議案について、採決についても一括で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第12号、議案第13号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第12号、日程5議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第14号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-3から5-4及び5-1008から5-1012並びに5-1014から5-1016は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号5-3は、譲受人の株式会社セイユーコミュニティーが、譲渡人が所有する新磯野の農地、1筆、991㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在、土木工事業を営んでおり、神奈川県綾瀬市内で賃貸中の資材置場を返却しなければならないため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存鋼板高さ50cmを使用するとともに、周囲に鋼板高さ55cmを新規に設置し、土留めをする計画です。雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は新磯野南公園の北東約80mです。

続きまして、收受番号5-4は、譲受人の株式会社シーエム・グランシールが、譲渡人が所有する大島の農地、2筆、2,491㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、現在、不動産管理業を営んでおり、土木工事等事業者から要望を受け、資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板高さ1mを設置します。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は水場公園の北東約285mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所管内の8件について説明いたします。9ページから14ページを御覧ください。

收受番号5-1008は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区小倉の農地、4筆、845㎡のうち550㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地として一時転用するもので、一時転用の期間は令和6年3月31日までです。隣接地への被害防除につい

ては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板高さ30cmを設置するとともに、汚水についてはくみ取り仮設トイレを設置して処理し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は市立根小屋小学校の西約1,300mです。

続きまして、收受番号5-1009は、譲受人であるビーシー工房株式会社が、譲渡人の所有する緑区牧野の農地、4筆、1,500㎡の所有権移転を受け、家具展示場及び資材見本置場に転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、家具製造販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、家具展示場及び資材見本置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、板塀とRC土留め板を設置し、雨水については浸透ますを設置するとともに、汚水は高度処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は藤野南小学校の北約700mです。

続きまして、收受番号5-1010は、譲受人が譲渡人の所有する緑区若柳の農地、1筆、339㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、貸家に居住しており、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として木柵を設置し、雨水については雨水浸透ますによる敷地内浸透とするとともに、汚水は高度処理型浄化槽を設置し、処理する計画です。申請地は内郷中学校の北西約280mです。

続きまして、收受番号5-1011は、譲受人が譲渡人の所有する緑区三ヶ木の農地、1筆、431㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック2段積みを設置し、雨水は浸透ますを設置するとともに、汚水、雑排水は公共下水道に接続する計画です。申請地は神奈中三ヶ木バスターミナルの南約300mです。

続きまして、收受番号5-1012は、借受人である株式会社創日が、貸出人の所有する緑区鳥屋の農地、1筆、599㎡のうち119.34㎡に賃借権を設定し、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土砂流出等の防止を兼ね、木製土留め約45cmを設置し、雨水は砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は鳥屋中学校の東約460mです。

続きまして、收受番号5-1014は、借受人である株式会社竹中土木が、貸出人の所有する緑区長竹の農地、5筆、1,848㎡に賃借権を設定し、駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地及び第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線津久井トンネルほか工事に係る宿舍用の駐車場として一時転用する

もので、一時転用の期間は令和8年7月30日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、出入口部分を除き、土留め鋼板高さ45cmを設置し、雨水は砕石舗装による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川中学校の南約120mです。

続きまして、收受番号5-1015は、借受人である株式会社竹中土木が、貸出人の所有する緑区青野原の農地、2筆、1,842㎡に賃借権を設定し、駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由はリニア中央新幹線津久井トンネルほか新設工事に係る駐車場として一時転用するもので、一時転用の期間は令和7年6月1日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、出入口、連絡部分を除き、土留め鋼板高さ約45cmを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青和学園の東約1,000mです。

続きまして、收受番号5-1016は、借受人である戸田建設株式会社が、貸出人の所有する緑区青野原の農地、4筆、3,011㎡のうち998.92㎡に賃借権を設定し、寄宿舎として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線藤野トンネルほか新設工事に係る寄宿舎を整備するため、一時転用するもので、一時転用の期間は令和9年2月28日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板高さ約45cm及び安全鋼板高さ約3mを設置し、雨水については建物の雨水は浸透まずで処理し、そのほかは砂利敷きによる敷地内浸透とするとともに、汚水は浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は市立青野原診療所の東約1,200mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、各地区担当の委員さんに補足説明や御意見を伺います。

收受番号5-3について、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

5番（斉藤委員）

調査の結果、良好な耕作をしている土地なんですが、転用はやむを得ないと思います。以上、問題ないと思います。

議長（阿部会長）

收受番号5-4について、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

12番（山口委員）

御報告いたします。この土地に関してですけれども、通常、農地転用されると、ちょっと残念だという気がするのが普通なんですけれども、この場所は、はっきり言って、よかったですと思います。表示されている状態ですけど、これは伐採した後ですよ。去年までは、ここはやぶでした。事務局から、ブルーベリーとキウイが植わっていたと報告を受けて、そんなあったのかと。収穫はおろか、手入れしている様子すら、過去3年間、ない場所です。今も外周に大きな木が立っているんですけれども、これも伐採されるということなので、多分、周りの人はみんな喜ぶと思います。図でも分かりますが、東側

と南側に優良農地があるんですけども、営農環境からも、むしろ改善されると思います。はっきり言って大歓迎です。

議長（阿部会長）

收受番号5-1008について、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

5月26日に推進委員の落合さんと、山奥で分からなかったもので一緒に行ってもらい、境には杭が全部打ってありました。雨水もその場で処理できる状態になっていました。

以上、問題ありませんでした。

議長（阿部会長）

收受番号5-1009について、藤野地区担当、天野明委員、お願いします。

18番（天野委員）

5月27日の朝、大雨が降っていたんですが、加藤委員と一緒に現状を確認してまいりました。ここの利用の関係につきまして、事務局の説明したとおりで問題はないと思います。

以上でございます。

議長（阿部会長）

次に、收受番号5-1010について、相模湖地区担当、青木齋委員、お願いいたします。

1番（青木委員）

5月28日に推進委員の岸さんと現地調査いたしました。事務局の報告どおり、境界線もしっかりしておりましたので、周りにも影響がないと思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

次に、收受番号5-1011について、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

6番（大塚委員）

私も雨がりましたので、翌日の日曜、29日の朝、高木推進委員と一緒に見てまいりまして、事務局の説明どおり、杭とか、そういうものは問題ないと思いますし、申請のとおり、雨水は雨水浸透ます、あと、公共下水道が通っておりますので、生活雑排水は公共下水道、隣地は、東側につきましては既に住宅で石積みがされていますので何の支障もないと思いますし、反対側、駐車場側なんですけれども、そこは業者がブロックを2段積んで、きちんと境界を明確にするということなので、特段、問題はないと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1012、5-1015及び5-1016について、津久井地区担当、菱山喜章委員にお願いします。

16番（菱山委員）

それでは、3件まとめて説明させていただきます。

5-1012ですけど、5月26日に中島推進委員と一緒に現地調査してまいりまし

た。写真で見てもらうと分かりますように、右側のプレハブも株式会社創日が使っているとのことでしたので、その続きになりますので、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしく願いいたします。

続きまして、5-1015ですけど、国道413号線の鍛冶野交差点というところがありまして、その信号の北側になるところです。ここも前から不耕作というか、作っていないところがありまして、事務局の説明のとおり、リニアの絡みで大型のダンプの駐機場というんですか、トンネル工事が出る排出土の駐車場になる予定です。何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしく願いいたします。

続きまして5-1016ですが、これも国道413号線沿いになりまして、前段で宿舎が建ってしまっていて、その奥にもう1基造るみたいで、ここは中央新幹線でも藤野トンネルに関わるところで、津久井から藤野へつながるトンネルになるかと思えますけど、ここも事務局の説明のとおり何ら問題ないところなので、皆様の御審議、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1014について、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

15番（八木委員）

場所についてなんですけど、串川の製茶工場、今ここは動いていないんですけども、前から細い道を通りまして、下に下りていくような感じになるので、人通り自体はそんなに多くはないので、畑としてどうこうということではないのですが、もともと田んぼだったところの転用ということで、かなり土の入替えとかってあるのかな、そういう部分で、砂利とかを多く入れた場合に流出の類いというのは気をつけていただきたいなと現地を見て思いました。

それと、割と広い面積で、駐車場としても台数を多くとめるということで、出入口付近の敷居といたしまししょうか、交通に対して安全面を図っていただければいいのかなと長谷川推進委員と話し合いの中では思ったところがございます。

転用自体は問題ないと思われます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。御発言がありましたらお願いいたします。

2番（齋藤委員）

8ページ、5-4、先ほど山口委員から御説明があったんですけど、案内図の4ページで、所有権移転をして、譲受人は不動産管理業なんですけど、結局、資材置場を商売として造るということで、25アール、2反半ぐらいの大きさの場所で、この図面を見ますと、北側のところに1軒、ちょうど南側にこれができるわけですね。それから西側に三、四軒絡んでいるんですけど、土木工事業者等の第三者に貸すような状況で、周りの家が、南側にこれできたときに、今の雑木林みたいに荒れているのと比べて大して変わらないということだったらいいんですけど、周りは万能鋼板1mの高さという程度ですから、そんな高いものは置かないのかなとは思いますが、かなり広い場所ですので、南側、東側は畑ですから、道路を挟んで農地としては影響ないと思えますけど、この辺の住宅に影響が出ないのか、しっかりと周りの住宅の人に話をして理解を求めるように指導をされたらどうかなと思います。

以上です。

1 2 番（山口委員）

今の齋藤委員のお話、私が答えて申し訳ないですけど、現状、北側の住宅に普通の3階建て以上の高さの大木が繁ってしまっていて、枝が敷地のほうに出ています。ですから、多分、地主が地元の人なんで苦情が出なかったと思うんですけども、はっきり言って、資材置場になれば、北の住宅の方は明るくなります。西側は道路があるんですけども、道路が完全に枝で覆われてしまっている状態なんです。ですから、住宅の方は、多分、うれしいんじゃないですか。

2 番（齋藤委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

事務局、ありますか。

事務局（伊藤担当課長）

現地の状況につきましては、山口委員の説明のとおり、かなり雑木林化していたところで、現在は伐採等してこのような状況ですけども、一応、資材置場の配置なんですけど、今言われていました北側の家の前には碎石を置く予定になっています。東側の畑に沿った形で200㎡ずつぐらいの2つの山という感じになるんですけども、置くような予定となっております。道路よりもちょっと南側の位置には単管パイプやコンクリート製品などの資材を置く計画で、全体的には、ほぼ平面的な利用なのかなと。今のところの計画なんですけども、そのような形で、面積は広いんですけども、かなりスペースを持った形で、あまり高く物を積んだり、そういった計画にはなっておりません。いずれにしまして、隣地が住居ですので、申請業者を通じて、使用者に対しては配慮をお願いしたいということで伝えたいと思います。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

2 番（齋藤委員）

はい。

1 2 番（山口委員）

確認なんですけども、今の件で、リニア絡みで一時転用となっていましたけども、転用後は農地に復旧されると解釈してよろしいでしょうか。

事務局（松浦所長）

山口委員がおっしゃるとおり、一時転用後は農地に復旧するというので、所有者あるいは転用業者から誓約書ということで頂いております。

1 7 番（藤村委員）

賛成とか不賛成の話じゃなくて、5-1015、農用地区域ということで、しかし、現状は不耕作で荒れているということなんですけど、今の山口委員の質問と同じで、駐車場として使われて、回復したときに、いろいろ不都合なものは全部、木も全部取られちゃって、きれいさっぱりになって、むしろ造成してくれるんじゃないかと。逆に言うと、農業委員会としては、それを積極的に利用して、新たな使い勝手のいい農地としてあわせんしていくというのはどうでしょうか。そういうことを頭に入れておくというのも面白いんじゃないかと思えます。

以上です。

議長（阿部会長）

皆さんで頭に置いておくというか、そういう意見があったということによろしいですね。

ほかにございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第14号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第15号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、15ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-12及び4-1006から4-1009は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16ページを御覧ください。

整理番号4-12は、令和4年5月に新規就農者認定を受けた耕作者が新たに利用権を設定するものです。案内図は13ページを御覧ください。今後の作付は露地野菜、キャベツ、レタス、ニンジン、トマト、ジャガイモなどを予定しています。契約期間は3年7か月、件数は1件、1筆で面積は1,985㎡です。なお、今後なんですが、営農センターと調整して、隣接地の農地を借りる予定となっております。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の4件について説明いたします。引き続き、16ページから17ページを御覧ください。

整理番号4-1006から4-1007は、令和3年2月に地区担当農業委員の技術認定を受けて新規就農した耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は14ページを御覧ください。今回の利用権設定農地においては、タカナ、トウガラシ、里芋等を栽培していく予定となっております。契約期間は3年7か月、件数は2件、3筆、面積は11,770㎡のうち4,050㎡です。

続きまして、整理番号4-1008は、令和3年3月に新規就農者認定を受けた耕作者が、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は15ページを御覧ください。今回の利用権設定農地においては、大豆、スイートコーン、コマツナ等の露地野菜を栽培していく予定となっております。契約期間は3年7か月、件数は1件、1筆、面積は1,658㎡です。

次に、整理番号4-1009は、令和4年3月に新規就農者認定を受けた耕作者が参入し、新たに利用権を設定するものです。案内図は16ページを御覧ください。今回の設定農地では、露地生産、ハウスでの生産により、西洋野菜、観葉植物を栽培していく予定ということです。契約期間は4年7か月、件数は1件、2筆、面積は2,201㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はありますか。

17番（藤村委員）

新規就農者ということで、それはいいんですけども、この方々の住所を見ると、4-1008は中野の方なんですけど、4-12が町田、相原だから隣町という感じですけども、4-1009が八王子、別によそ者は入ってくるなということじゃないんですけども、新規就農者として農政課等々でいろいろな支援をしたり、ケアをされているということ、それから、それだけでなく周りの農業者とのコミュニティというか、いろいろな付き合いで、またいろいろなことがあると思うんですが、そういうあたりはどう考えたらよろしいんでしょうか。そういうケアというか、我々も含めて、いろいろな形でケアとか支援とかもきちんと行き届きますよという、そういう状況なんですか。それとも、町田の人は町田で面倒見てくれ、そういうことなんですか。

事務局（伊藤担当課長）

4-12の方につきましては、農業委員会に新規就農の相談等に見えられまして、先ほど補足でも説明しましたが、相模原市農協の営農センターで農地の貸し借りのあっせんをさせていただいているんですが、そちらにも相談させていただいて、今後は営農センターと協力しながら農地をあっせんしていくような形になっております。したがって、いろいろなことを営農センターに相談してくださいということではお声がけをさせていただいております。

事務局（松浦所長）

4-1009の方は、市内の農地所有適格法人の農業事業部みたいところで社員として働いていた方です。実際には既にこの農地周辺で就農されていて、こちらにもお知り合いがいるということで、いろいろと地域に溶け込んだ中でやっただけではないかと思っておりますので、特に問題ないかなとは思っています。

17番（藤村委員）

例えば農政課等で新規就農者として登録されて、そちら側の支援とか、いろいろな公的支援の資金とかを得られるんだけど、それは相模原市が窓口でやるんですね。

事務局（松浦所長）

おっしゃるとおり、就農地で補助を受けるということで、農政課の補助を上限で受けられるということになります。

17番（藤村委員）

はい、了解です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第15号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 16 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、18 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 4-13 から 4-19 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 4 年 5 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19 ページから 20 ページを御覧ください。案内図は 17 ページから 22 ページです。

整理番号 4-13 から 4-19 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権設定を受けるものです。件数は 7 件で、8 筆、面積は 12,675 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 16 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 16 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第17号 農用地利用配分計画の作成について

議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第17号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、21ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第17号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-10から4-14は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年5月10日付で相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、22ページから25ページを御覧ください。案内図は17ページから29ページを御覧ください。

整理番号4-10から4-14は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。なお、整理番号4-13につきましては、令和4年5月に新規就農者認定を受けた耕作者が新たに利用権を設定するものです。件数は5件、22筆で、面積は21,835㎡です。

補足説明としまして、整理番号4-13の方につきましては、愛川町の認定農業者、農業法人のNo-R Aというところで令和2年から令和4年までの2年間、研修を受け、こちらは主に有機栽培を行っている法人であります。この方につきましては、それ以前、平成29年から、今説明したところを含めて農業法人を合計3か所、各2年ごと、研修を受け、今回、相模原で新規就農という流れになりました。今後の作付は主に露地野菜で、ニンジン、タマネギ、ニンニク、サツマイモ、ナスなどを予定しております。販売先については、スーパーや直売所などに出荷予定となっております。

以上でございます。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はありますか。

17番（藤村委員）

4-13の方、頑張っているらしい。右端の新規なら新規で、これでそうかと思うんだけど、耕作者変更というのはどんな意味があるんですか。新規なんだよね、きっと。

事務局（伊藤担当課長）

この方に限らず、ほかにも多少あるんですけども、前の方が農地を返されて、その後、今回の議案に載っている方々が新たに借り直したということになります。要は農協といいますか、農業公社で中間保有していたということになります。

17番（藤村委員）

いわゆる新規ですね。

事務局（伊藤担当課長）

まあ、そうですね。各自で新規で借りられるということになります。

17番（藤村委員）

はい。

12番（山口委員）

質問ではなくてお願いなんですけれども、4-13の方のやる上九沢の土地の隣が、大沢地区に何個かある雑木林と化している土地で、ケヤキの大木で、今度、使おうとする土地に枝が相当出ています。先月の末、見に行ったんですけれども、緑肥みたいのが植わっているんですが、東側の3分の1ぐらいが明らかに生育が悪い状態で、隣の地主に、せめて、はみ出している枝だけでも伐採できないかというお願いをしていただけませんかでしょうか。ただ、相当費用がかかるのでできるとは思えませんけれども、そうお願いしたというアリバイがあれば私もこの方に言い訳できますので、お願いします。

事務局（伊藤担当課長）

検討してまいりたいと思います。

議長（阿部会長）

ほかにいかがでしょうか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第17号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第18号 特定農地貸付けの承認について

議長（阿部会長）

続いて、日程10議案第18号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、26ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第18号特定農地貸付けの承認について。別紙特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請收受番号14-1は、適切と認められるので、同法第3条第3項の規定に基づき承認するものとする。令和4年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27ページを御覧ください。案内図は30ページを御覧ください。

收受番号14-1は、南区下溝にお住まいの方が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市民農園を開設するための申請です。申請地は中央区田名の畑、2筆、面積は合計で3,344㎡です。備考欄にあるとおり、約70から100㎡の区画を40区画つくる予定で、貸付期間は1年、以後は1年ごと、双方確認の上、更新。賃料につきましては、1区画年間1万円から2万円程度で、チラシや現地での看板設置により募集する計画です。農家が市民農園を開設しようとする場合は、貸付けルールを定めた貸付規程及び農地の管理方法や実施状況の報告などについて定めた相模原市長との協定を締結する必要があります、それらが申請書とともに提出されております。特定農地貸付けの要件としましては、区画の面積が10アール、1,000㎡未満の貸付けであるか、借手側が営利を目的としない農作物の栽培であるか、貸付期間が5年を超えないか、1回の契約で5年未満となっております。この3つがありまして、申請書類及び現地調査により要件を満たしていることを確認しており、承認相当であると判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

今、申請があつて、適合していれば市長が承認ということですか、それとも、このような行為をして結構ですよというのは農業委員会が出すんですか。

事務局（伊藤担当課長）

承認は市長ではなく農業委員会になります。市長と所有者は、こういった条件で市民農園をやりますよという協定を結びます。そのことに対して承認をする。

17番（藤村委員）

協定を結ぶ窓口は農政課がやっているということですか。

事務局（伊藤担当課長）

そうです、窓口は農政課になります。

17番（藤村委員）

分かりました。では、その辺の管理は農政課がやっていると。

事務局（伊藤担当課長）

はい、そのようになります。

議長（阿部会長）

ほかにいかがでしょうか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第18号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

17番（藤村委員）

すみません、決定した後で何ですけれども、推進委員たちの巡視とかはやるんですね。対象地域になるんですね。

事務局（伊藤担当課長）

状況は貸農園という形ですけれども、対象区域にはなります。

日程 1 1 報告第 9 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 2 報告第 1 0 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 3 報告第 1 1 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 4 報告第 1 2 号 非農地証明書の発行について

日程 1 5 報告第 1 3 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 6 報告第 1 4 号 市街化調整区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件については、今回から事務局からは補足説明のみといたしますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認め、報告案件は今後事務局からの補足説明のみといたします。

それでは、事務局から補足説明はありますか。

[特にございませんの声]

議長（阿部会長）

補足説明なしということであります。皆さんから何か御意見ありますか。

17 番（藤村委員）

40 ページ、実はよく読むと書いてあるんですけど、ナレッジ・リンクというのは、どういう形で、それから、農地をいろいろ使っていらっしゃるんですけど、どう使われている感じなんですか。

事務局（伊藤担当課長）

40ページの5番にこの法人が行っていることを書いてあるんですけど、説明の2行目、括弧書きのところですけど、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業としてこの事業をやっているんですけど、就農訓練などというのがありまして、社会に出るために活動している方たちを支援するような団体になっております。

農作物については41ページの中ほどに作物名ということですが、作物を作って、こども食堂で使ったり、社会に作物を提供しております。

17番（藤村委員）

ありがとうございます。

議長（阿部会長）

日程11報告第9号から日程16報告第14号まで、ほかに御発言がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で日程11報告第9号から日程16報告第14号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第4回総会は、令和4年6月30日木曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもって、相模原市農業委員会第3回総会を終了いたします。